

# 令和7年度介護職員初任者研修支援事業実施要項

## 1 目的

介護職員初任者研修（以下「初任者研修」という。）を修了した後、茨城県内の高齢者分野の介護施設・事業所（以下「事業所等」という。）に介護職員として就職した者又は既に事業所等に就業しながら初任者研修を修了した初任段階の介護職員に対し、受講費用の一部を助成することで、介護分野への就職及び定着支援を図ることを目的とする。

## 2 助成対象

(1) 次のいずれかに該当する者のうち、申込み時点において、事業所等の介護職員として就労している者（居住地及び雇用形態は不問）とする。ただし、初任者研修の受講に際して、その受講費用の一部又は全額に関わらず、他の補助金等の交付を受けている、あるいは受ける予定のある者は対象外とする。

### ① 初任者研修修了後、事業所等に就職した者

令和6年4月1日以降に初任者研修を修了し、研修修了後、令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に事業所等に介護職員として就職した者とする。

### ② 事業所等に就職後、初任者研修を修了した者

令和6年4月1日以降に事業所等に介護職員として就職し、就職後、令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に初任者研修を修了した者とする。

なお、同じ法人又は事業所等において、介護職以外の職種から介護職に異動し、介護職員として就労を開始した場合、あるいは、同じ法人において高齢者分野以外の福祉施設・事業所から、事業所等に異動し、介護職員として就労を開始した場合は、いずれも異動した日をもって介護職員として就職したものとみなす。

(2) 申込者の責に帰さない事由により、上記(1)に定める期間内に初任者研修が修了できない、または就職ができない場合で、その後、初任者研修の修了又は就職した事実が確認できたときは、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）会長が認めるところにより、助成対象とすることがある。

## 3 募集期間

令和7年5月12日から令和8年3月13日（必着）

なお、初任者研修修了または就職が、令和8年3月13日から令和8年3月31日の期間となる場合は、修了見込みまたは就職見込みで申請することを可能とする。ただし、助成の決定は、修了または就職が確認できてから行うものとする。

## 4 助成対象となる経費及び上限金額

### (1) 助成対象経費

次の費目の内、申込者が初任者研修実施機関に支払った経費とする。

#### ① 受講料

#### ② テキスト代（初任者研修実施機関が購入を必須としたものに限る。）

(2) 助成の上限金額

90,000円

5 助成人数

80名程度（先着順）とする。

なお、募集期間内であっても、予算を超えた場合は受付を終了することがある。

6 実施手順

(1) 助成対象の条件を満たす就職者が本事業の申込みにあたっては、「令和7年度介護職員初任者研修支援事業利用申込書」（様式第1号）を次に示す添付書類とともに、本会あてに提出するものとする。

(2) (1) 利用申込時の添付書類は次のとおりとする。

① 初任者研修実施機関が発行する受講費用にかかる領収書等（写）

（初任者研修の受講費用であること、また、申込者が支払ったことが分かるものとする。）

② 雇用を証明する書類

（様式第2号により事業所等が作成したものとする。）

③ 初任者研修修了書（写）

(3) 本会は、申込書類を確認後、助成の可否について決定し、様式第3-1号もしくは様式第3-2号により通知するものとする。

(4) 申込者は、助成が決定した際には、本会あて様式第4号にて助成金の請求を行うものとする。

ただし、助成金の送金先は、申込者本人名義の金融機関口座に限るものとする。

(5) 本会は、様式第4号による請求に基づき申込者の指定する金融機関口座へ助成金を送金するものとする。

なお、送金に際しては、様式第5号により送金予定日等を通知するものとする。

7 個人情報

本事業において取得した個人情報は、本事業の運営のみに利用することとし、本会の個人情報保護規程に基づき適正に管理するものとする。

8 提出・問い合わせ先

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 茨城県福祉人材センター

初任者研修助成担当

〒310-8586 水戸市千波町 1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 2階

TEL：029-244-4544 FAX：029-244-4543